令和２年度小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者
募集要項［旧おだぴよ子育て支援センター活用］

１　募集目的

小田原市では、令和２年３月に改訂した「第２期小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の環境整備に取り組んでおりますが、引き続き低年齢児を中心に待機児童が発生している中で、その保育ニーズへの対応はもとより、区域ごとの課題と特徴を捉えた上での環境整備が必要です。

このたび、令和２年９月末に、本市城山にある「おだぴよ子育て支援センター」が小田原駅東口前の広域交流施設内に移転するのに伴い、同センターが入居していた建物の一角が空室となることから、当該物件を活用し、小田原駅前の利便性を活かした保育機能を確保することを目的に、小規模保育事業の設置運営事業者の募集を行います。

２　募集する事業の形態・地区・定員等

（１）事業の形態

小規模保育事業Ａ型

（２）設置個所・使用施設　※各面積は登記簿上の面積

小田原市城山一丁目６番 32 号　おだぴよ子育て支援センター跡地

延床面積:118.80 ㎡　構造:鉄筋コンクリート造３階建１階部分[昭和 59 年９月築]

（３）定員規模

定員は19人以内とします。（但し６人を下回ることはできません）

（４）定員構成

区分	０歳	１歳	２歳	合計
定員	５人	７人	７人	19 人

※上記定員構成を想定していますが、施設配置等の状況と併せて提案してください。

（５）設置方法

既存施設（賃貸）の改築等による事業所設置

（６）開所日

令和３年４月１日（木）までに開所してください。

（７）設置個所附近図

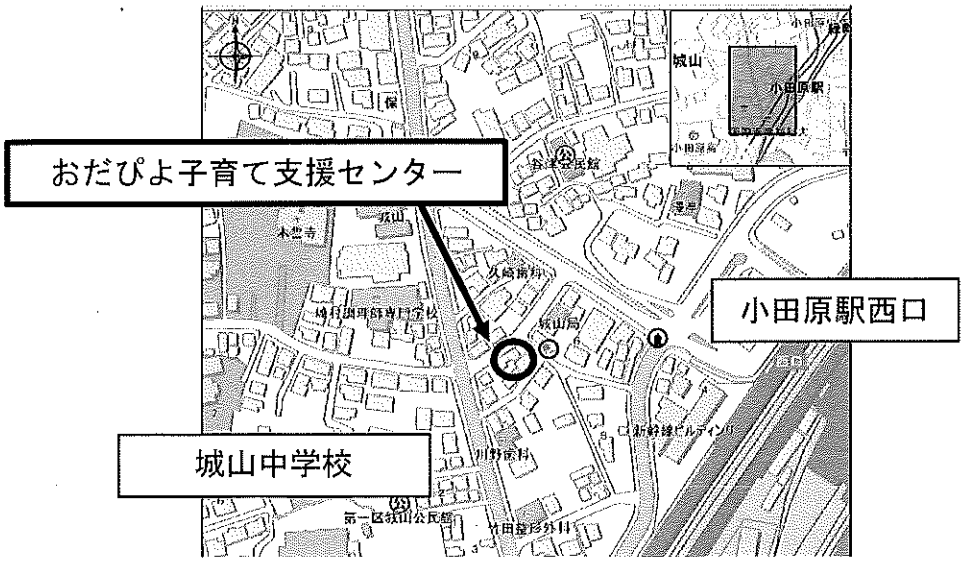

3　応募資格

（1）令和２年４月１日現在、次のいずれかを満たす事業者

①児童福祉法第６条の３第10項に定める小規模保育事業を運営している事業者

②児童福祉法第35条第４項に定める児童保育施設のうち、保育所を運営している事業者

③児童福祉法第59条の２に定める認可外保育施設を１年以上運営している事業者

（2）前項の施設等の経営が安定していること。(銀行又は手形交換所の取引停止処分、手形、小切手の不渡り、又は所有する資産に対する仮差押命令等の処分を受けたことがないこと。ただし、経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。)

（3）児童福祉事業に熱意と識見を有し、新たに小規模保育事業Ａ型を設置運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。

（4）児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。

（5）開所から最低10年間は小規模保育事業を運営する見込みを持っていること。

（6）本市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに積極的に協力すること。

（7）連携園との良好な接続を踏まえ、連携を積極的に実施すること。

（8）運営する施設等について、法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止の処分を受けたことがないこと。

（9）小田原市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）に定める内容に抵触しないこと。（小田原市暴力団排除条例第７条に基づく排除措置の対象となるか否かについて警察照会させていただくことがあります。）

4　事業所設置の条件

（1）経営形態・施設等

①「児童福祉法」、「家庭的保育事業等の認可等について」（厚生労働省平成26年12月12日雇児発1212第６号）、「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（以下、施行規則という）及び「小田原市家庭的保育事業等の設置認可に係る審査基準を定める要綱」に示されている基準等を満たしていること。

②小田原市の税金等に滞納がないこと。

③物件の賃貸にあたっては、不動産事業者が仲介のうえで、物件所有者と賃貸借契約を結んでください。（賃料は、月額275,400円に消費税及び地方消費税を加算した額を予定しています。この他、敷金、礼金、仲介手数料が必要となる見込みです。また、借家人賠償責任特約付火災保険への加入が必要です。）

④賃料の発生は、工事着手日が属する月の１日からを基本とします。ただし、特別な事情により期間変更が必要な場合は、別途協議します。

⑤現おだぴよ子育て支援センターの居抜きの状況（※別添平面図参照）を基本に、小規模保育事業の運営に必要な改修を行っていただきます。（造作物の取り扱いについては、市との間で造作譲渡契約を結んでいただく予定です。既存の造作物や建物に付随する機器等は市が整備したものですが、児童福祉の用途に使用する限りにおいて無償で利用できるものとします。また、改修を行う過程で造作物等を取り壊す場合は、応募者の負担で取り壊し、廃棄してください。）

⑥消防関係法令等の要件を満たすこと。

⑦災害時の緊急避難等、児童の安全が確保できる構造とすること。

⑧隣接する駐車場（２台程度）が使用できますが、保護者の送迎時の一時的な駐車用地です。運用上で不足する場合は、別に駐車場を確保してください。

⑨児童の飛び出し防止など事故防止に向けた安全対策を図ってください。

⑩職員休憩室、沐浴室及び医務室の確保に努めてください。

⑪周辺住民への説明については、事業者として選定された後、できるだけ速やかに行うこととし、説明の経過を保管してください。

⑫物件の階上は、居住スペースになっています。整備及び運営にあたっては、迷惑とならないよう十分配慮を行ってください。

（２）保育時間

以下の時間を基本として、提案してください。

（開所時間）

保育標準時間：午前７時 30 分から午後６時 30 分（11 時間）

保育短時間：午前８時 30 分から午後４時 30 分（８時間）

（延長保育）

保育標準時間：午後６時 30 分から午後７時 00 分

保育短時間：午前７時 30 分から午前８時 30 分

午後４時 30 分から午後７時 00 分

※土曜日の保育時間についても提案してください。

（３）休所日

休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、１月２日、３日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とします。

（４）職員配置

①保育士、嘱託医（小児科医または内科医及び歯科医）及び調理員を置くこと。

※ただし、調理業務の全部を委託する場合又は施行規則第13条第１項の規定による搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができます。

②保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上としてください。

ア　乳児　おおむね３人につき１人

イ　満１歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人

③前号に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができます。

④職員配置とは別に事業所に常駐する常勤の施設長（園長）１人を配置してください。

⑤保育に携わる職員（施設長を含む）は、（４）職員配置③を除き、保育士の資格を持つ者としてください。少なくとも開設後１年間は「保育所等における保育士配置に係る特例について（雇児発 0218 第２号平成 28 年２月 18 日）」の適用を認めません。

⑥職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り同事業の理論及び実践について訓練を受けた者としてください。

（5）給食の提供

①定員に応じた必要な調理員を配置してください。給食は自園調理方式により提供し、施行規則第13条第1項の規定による搬入施設から食事を搬入する場合を除き、外部搬入は認めません。

※「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に記載されている留意すべき事項を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。

②「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成27年3月31日付雇児発0331第1号・障発0331第16号局長部長連名通知）や「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援施第65号課長連名通知）等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守し、給食を提供してください。

③「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月厚生労働省）を遵守してください。

（6）連携施設

利用乳幼児に対する保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、近隣の保育所・幼稚園との連携施設の設定に努めてください。なお、連携施設を確保した上での提案も可能です。

（7）一時預かり事業

小田原駅に近い立地を踏まえ、一定の一時的な預かり保育の需要も見込んでいます。施設の入所の状況により定員に満たない期間において、その定員の範囲内で一時的に入所していない児童を預かる事業の導入についても検討してください。

（8）その他

①集団保育が可能な障がい児については積極的に受け入れてください。

②保育内容等に対する苦情処理体制を整備してください。

③保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めてください。

④職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保してください。

5　申込み手続き

（1）募集要項の配布

令和2年5月8日（金）から6月8日（月）まで

小田原市子ども青少年部保育課（小田原市役所5階）又は小田原ホームページ上で配布します。

http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/kosodate/nursery/nursery/○○○○

窓口での配布は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分までとします。

（2）質問受付

①質問は、**令和2年6月8日（月）までに受信した電子メールのみ**受け付けます。

②メールアドレス　ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

③質問は、様式1「質問票」にてお願いします。お名前等、記入漏れがある場合には回答いたしません。

電話番号：0465－33－1642　小田原市役所保育課保育施設係

④受け付けた質問については、順次、小田原市ホームページ上で回答します。

（３）現地確認（必須）

応募を検討されている方は、事前相談の前に必ず現地を確認してください。

※現地確認前の事前相談は受け付けません

現地確認の日時については、予め電話にて保育課に連絡をして調整してください。

現地確認期間：令和２年５月 8 日（金）から５月 22 日（金）まで

※月曜日、土曜日、日曜日を除く９時～正午、13 時～17 時

※現場確認の時間は、調整のうえ確保しますが、１回につき２時間を限度とします。

※おだぴよ子育て支援センターの開所時間は、毎週火～土曜日（祝日、年末年始を除く）9 時～17 時となっています。また、新型コロナウイルス感染の蔓延防止のため、現在、相談業務のみ行っています。

（４）事前相談（必須）

応募を検討されている方は、申込み手続きの前に必ず事前相談を行ってください。

※事前相談のない応募は受け付けません。

様式２「事前相談依頼書」に必要事項を記載の上、下記の必要書類を持参してください。

必要書類：①計画平面図案　②法人概要のわかる資料（パンフレット等）　③既存の運営施設等の概要がわかる資料（パンフレット等）

事前相談の日時については、保育課に電話連絡をして調整してください。

事前相談期間：令和２年５月 25 日（月）から６月 8 日（月）まで

※相談受付時間は、９時～正午、13 時～16 時 ＊土曜日、日曜日、祝日を除く

（５）応募手続

小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業応募申込書（様式３）に必要事項を記入し、法人代表者又は個人事業主が押印のうえ、正本１部、副本７部と必要書類を添えて、小田原市役所保育課に直接提出してください。

※郵送等での提出は受け付けません。

※市長が必要と認める書類について追加で提出を求めることがあります。

※応募に係る一切の費用は、結果にかかわらず応募者の負担となります。

※応募書類等については返却しません。

※提出書類（正本１部、副本７部）は、Ａ４縦のフラットファイル等を用い、様式３に示す添付書類毎にインデックスを付け、番号順に綴じてください。また、フラットファイル等の背表紙、表紙には、応募者の名前も含め何も記入しないでください。

※提出された応募書類一式は、公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、情報公開請求により開示する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、使用・開示の対象とはしません。

※誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。

※提出の際は、書類の確認を行うため、事前に電話にて時間の予約を行ってください。

［提出先］神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市子ども青少年部保育課保育施設整備係（小田原市役所５階）

（6）応募期間

令和２年６月15日（月）から６月29日（月）まで

※応募受付時間は、９時～正午、13時～17時　＊土曜日、日曜日を除く

6　補助金について

（1）施設整備費補助

①改修費等

小規模保育事業として必要な施設整備、改修整備等及び改修期間中の賃料等に係る事業費に対し、４分の３を乗じて得た額を補助します。なお、施設整備、改修整備等の事業費については上限額を32,000千円（工事期間中の賃料を含む）とし、市予算の範囲内で交付する予定です。

※施設整備費補助については、国の保育対策総合支援事業費補助金に基づく補助を予定しています。また、当該補助は予算の範囲内での補助となります。

※当該事業費を越えた分は、事業者の全額負担となります。

※当該補助金は単年度事業が対象となることから、令和２年度中に整備が完了しなかった場合、補助金の交付が出来ませんのでご注意ください。

（参考）予算と財源　※補助金の上限額を基に予算措置しています。

事業費	財源
改修工事費等　32,000千円 補助対象経費： 施設整備費及び工事期間中の建物賃料 負担割合： 国８／12、市１／12、事業者３／12	小規模保育設置促進事業費補助金　24,000千円 国庫支出金（保育対策総合支援事業費補助金） 21,333千円 市負担金補助（小規模保育設置促進事業費補助金市負担分） 2,667千円 事業者負担　8,000千円
合計　32,000千円	合計　32,000千円

（2）運営費補助

①公定価格

公定価格については、国の定める特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成28年内閣府告示第119号、平成28年３月31日公布）に基づきます。小田原市は「100分の10地域」に該当します。

設置・運営事業者として認可され、特定地域型保育事業者として確認後、保育事業の運営に必要な経費（公定価格から、事業所が保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を支給します。

②子ども・子育て支援事業に係る補助

子ども・子育て支援新制度に基づく地域型保育給付費の支給及び小田原市子ども青少年部保育課所管に係る補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行います。

※小田原市独自の補助金（令和２年４月１日現在）

小田原市では児童の処遇向上や保育所等の安定的な運営等に資するため、該当施設に対して以下のような補助金を交付しています。

・細菌検査事業費補助金
・産休明け乳児保育奨励費補助金
・保育所等賠償責任保険加入費補助金

（３）留意事項

①補助金については、国・県・市における補助金制度の見直し等に伴い、変更（減額を含む）が生じる場合があります。

②施設整備を行うために締結する契約については、小田原市契約規則等に準拠し、原則として一般競争入札に付するものとします。なお、入札にあたっては事前に、保育課と協議のうえ執行してください。

③施設整備は補助金の交付決定後に補助事業に着手することとします。なお、事前着手をした場合、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。

7　設置運営事業者の選考と決定

応募申込書の書類審査やヒアリング等から総合的に判断し、市長が選定します。

（１）書類審査…実績や事業計画、提案内容等に係る審査

（２）ヒアリング…提出していただく資料等に基づき、事業概要の説明をしていただいたうえで、質疑応答を行います。児童福祉に対する熱意や識見、提案内容の確認、運営の考え方等についてヒアリングを行い審査します。

※応募申込書の受理後であっても、募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合や応募書類が不足している場合、又は事業の設置運営事業者として相応しくない事項がある場合には、失格となることがあります。

※応募数にかかわらず選考は行いますが、審査の結果、設置運営事業者を選定しないことがあります。

※結果については、全応募者に書面をもって通知します。

※施設の設置・運営が困難となった場合等、不測の事態により決定を取り消す場合があります。

8　その他留意事項

（１）補助金については、国・県の補助金を活用する予定のため、当該補助金の交付決定が受けられない場合には、当該年度の事業を中止することがあります。

（２）審査の結果、設置運営事業者として決定された場合であっても、提出された提案内容、関係法令等に基づく小規模保育事業Ａ型の設置運営ができない場合には、設置運営事業者としての決定を取り消す場合があります。

（３）設置運営事業者として決定された後に、辞退又は上記（２）の理由による当該決定の取り消しがあった場合は、以後、当市の保育所等の公募において応募できない場合があ

ります。

（4）事業を行うために締結する契約については、市が行う契約事務の取扱に準拠してください。また、業者選定・備品購入について、出来る限り市内企業を優先してください。

（5）施工業者の選定については、一般競争入札で行うとともに、公示期間５日（土日不算入）、見積期間10日（土日不算入）を確保してください。

（6）設置運営事業者として、運営を終了する際には、スケルトンの状態に復して返還することを基本とします。詳細については、不動産仲介業者と協議となります。

９　スケジュール（予定）

新型コロナウイルスの影響によりスケジュールに遅延等が発生する場合は、随時、お知らせします。

公募関係

５月　８日（金）　公募開始、市ホームページにアップ、こゆるぎ通信
５月　８日（金）～６月　８日（月）募集要項配布及び質問受付
５月　８日（月）～５月 22 日（金）現地確認（必須）
５月 25 日（月）～６月　８日（月）事前相談（必須）
６月 15 日（月）～６月 29 日（月）応募受付期間
７月中旬　設置運営事業者選考会（ヒアリング）
７月下旬　選考結果発送

補助金関係

７月下旬　保育対策総合支援事業費交付金　交付申請
８月上旬　保育対策総合支援事業費交付金　交付決定

賃貸借契約関係

９月　　契約内容等の調整
10 月　　契約締結（11 月から借用し工事着手）

施工関係

10 月　　入札・施工業者決定
11 月～　工事着工
１月　　竣工

入所関係

10 月　　令和３年４月１次募集で園児募集
４月１日　開設

様式１

令和２年　　月　　日

質　問　票

小田原市子ども青少年部保育課長　あて

法 人 名

担当者名

住　　所

電話番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

募集要項［旧おだぴよ子育て支援センター活用］に係る以下の事項について質問します。

No.	質　問　内　容
1	
2	
3	
4	
5	

※ 記入欄が足りない場合は、行を追加して入力してください。

※ 質問票は、令和2年6月8日(月)午後5時までに、以下のメールアドレスまで送信してください。

※ メールの標題は「【法人名】(個人の場合は不要)小規模保育募集質問票」としてください。

【提出先】 小田原市 子ども青少年部 保育課 保育施設整備係
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ho-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp
電話番号 0465－33－1642

様式２

令和２年　月　　日

小田原市長　あて

法人所在地又は個人住所

法　人　名（個人の場合は不要）

法人代表者又は個人名

担当者名（個人の場合は不要）

連　絡　先

小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者募集
［旧おだぴよ子育て支援センター活用］に係る事前相談依頼書

小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者募集に応募するため、以下の持参書類による事前相談を依頼します。

持　参　書　類
① 計画平面図案（施設改修の概要がわかるもの） ② 法人概要のわかる資料（パンフレット等）＊個人の場合は不要 ③ 既存の運営施設の概要がわかる資料（パンフレット等）

様式３

令和２年　　月　　日

小田原市長　あて

法人所在地又は個人住所
法　人　名（個人の場合は不要）
法人代表者又は個人名　　印

小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業応募申込書

小田原市において、小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業所［旧おだぴよ子育て支援センター活用］の設置、運営を希望しており、次の書類を添えて申込みます。

添付書類

１．法人・個人実績等調書（様式４）
２．提案施設概要（様式５）
３．運営計画書（様式６）
４．設置予定事業所の開所までの工程表
５．設置予定事業所の平面図
６．資金計画書（様式７）
　（寄付がある場合は、寄付予定者の贈与契約書及び残高証明書）
　（借入がある場合は、償還計画書）
７．当該事業の収支計画書（様式８）
８．工事費等概算見積書
９．法人定款（個人の場合は不要）
10．法人（個人）残高証明書、直近の法人収支決算書（個人の場合は直近の確定申告書の写）
11．既設保育所の案内図、配置図、平面図、現況写真
12．直近の既設保育所収支決算書
13．既設保育所における過去３年の間に県から送付された監査結果の写し
14．周辺住民等への説明計画書
15．暴力団排除条例に該当しないこと等の誓約書（様式９）

※既設保育所に係る「11・12・13」の書類について、保育所を複数運営している場合は、本市に距離的に最も近い施設のもの。以下同じ。
※児童福祉法第35条第４項に定める保育所以外を運営している場合は、「保育所」等を適宜読み替えて作成してください。

様式４

法　人・個　人　実　績　等　調　書

法人・個人概要	名　称（注1）					
	所在地					
	代表者氏名					
	連絡先					
	設立年月日（注2）	昭和・平成　　年　　月　　日				
既設保育所の実績	運営保育所	保育所名：　　種別：　　定員：　　人 保育所名：　　種別：　　定員：　　人 保育所名：　　種別：　　定員：　　人				
	運営期間（最長）	年　　ヶ月				
既設保育所の実績（保育所を複数運営している場合は、本市に距離的に最も近い施設のもの。）	施設名					
	所在地					
	設置認可年月日	昭和・平成　　年　　月　　日				
	定　員	名（令和２年４月１日現在）				
	入所児童数	名（令和２年４月１日現在）				
	民改費					
	職員	施設長	氏　名		経験年数	
		主任保育士	氏　名		経験年数	
		保育士数				
		看護師数				
		その他	名（　　） 名（　　） 名（　　）	名（　　） 名（　　） 名（　　）		
	保育の基本理念					

	保育方針	
	特徴的な 保育内容	
	職員研修	
	苦情処理体制	
	第三者評価制度の受審状況	
	監査の状況 （直近３年間の指摘事項）	
	その他 （自由記載）	
欠格事項の有無	法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分の有無（過去５年間）：	

※令和２年４月１日現在で記入してください。

※書ききれない場合は、欄を拡張し調整してください。

※児童福祉法第 35 条第 4 項に定める保育所以外を運営している場合は、様式にある「保育」・「保育所」等を適宜読み替えて作成してください。

注１：個人の場合は、記入不要です。

注２：個人の場合は、保育事業の開始年月日を記入してください。

様式５

提案施設概要

事業所の名称（仮称）				
事業の設置予定場所	小田原市城山一丁目６番３２号		最寄駅からの距離	徒歩３分 （ＪＲ小田原駅から）
近隣にある保育施設	保育施設名	ぎんがむら保育園（小規模保育事業）	距離	約300m
設置地区	都市計画区域	市外化区域		
	用途地域	第二種住宅区域		
	地目	宅地		
事業の設置方法	□ 新築　☑ 既存施設の活用			
土地・建物の状況	土地	□ 自己所有 ☑ 貸与（無償・有償　※　円／月）　※建物に含む 貸借期間（　　年） 貸主名　（　　） 地上権又は借地権の登記　（□有　☑無） □ その他（　　）		
	建物	□ 自己所有 ☑ 貸与（無償・有償　275,400円／月）※予定 貸借期間（　10　年） 貸主名 地上権又は借地権の登記　（□有　☑無） □ その他（　　）		
同一建物内の他の施設	□有　☑無	有の場合、その名称及び実施事業 （全て記入すること）		
敷地面積	195.76㎡	建築面積	118.80㎡	延床面積　118.80㎡
事業の占有面積	118.80㎡	事業の階数	１階	前面道路の幅員　8.23m
建物構造及び階数	■RC造　□鉄骨造　□木造　□その他（　　）／　平屋建			
	□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他			
建物築年月	□昭和　☑ 昭和59年９月新築		エレベーター	無
屋外遊戯場	□敷地内（□地上　□建物屋上等）☑近隣公園等		屋外遊戯場面積	249.23㎡
屋外遊戯場に代わる公園等	名称　城山第三公園　／　事業所からの距離　約40m　＊乳幼児同伴で徒歩２分程度内			
送迎用駐車場	■有（　２　台（うち身体障害者用　台）□　無		プール遊びスペース	□有　■無
駐輪場	□有（　台）　□無		ベビーカースペース	□有（　㎡）　□無
予定保育時間 （延長保育含む）	（平日）　午前　時　分　～　午後　時　分			
	（土曜日）午前　時　分　～　午後　時　分			
定員	定員　人（内訳：0歳　人、1歳　人、2歳　人）			
	０歳児の受け入れ月齢（　）ヶ月から受け入れ可能			

区分	面積	基準面積
敷地面積	195.76 ㎡	
建築面積	118.8 ㎡	
延床面積	118.8 ㎡（うち保育園占有　　㎡）	
園庭面積	249.23 ㎡　　城山第三公園	3.3㎡×　人※1　＝　　㎡

※1　２歳の児童数

建物の建築構造	鉄筋コンクリート造	階数	３階建（１階部分）
避難経路の有無	有　・　無	経路の状況	

部屋名	面積	神奈川県保育所認可基準	備考 (保育室等は有効面積※2を記入)
★0歳児保育室（A）	㎡	3.3㎡　×　人　＝　㎡	有効面積　㎡
★1歳児保育室（B）	㎡	3.3㎡　×　人　＝　㎡	有効面積　㎡
(A+B計)	0 ㎡		㎡
★2歳児保育室（C）	㎡	1.98㎡　×　人　＝　㎡	有効面積　㎡
遊戯室（D）	㎡		有効面積　㎡
(C+D計)	0 ㎡		㎡
★調理室	㎡		
調理室前室	㎡		
食品庫	㎡		
調理員便所	㎡		大便器　個　小便器　個
調乳室	㎡		
沐浴室	㎡		
★便所（児童用）	㎡		大便器　個　小便器　個
便所（職員用）	㎡		大便器　個　小便器　個
事務室	㎡		
医務室	㎡		
職員休憩室	㎡		
調理員休憩室	㎡		
更衣室	㎡		
洗濯室	㎡		
倉庫	㎡		
その他	㎡		
合　計	0 ㎡	⇒　合計面積が、延床面積のうち保育園占有分と一致すること	

※２　有効面積とは、部屋の内法からロッカー等の固定物を除いた実際に活動できる面積

原則、★の部屋は、認可上必要となります。

様式６

運　営　計　画　書

１．施設長（園長）・職員配置について

（１）施設長（園長）

施設長（園長）予定者名	

※以下の書類を添付してください。

・施設長（園長）予定者の履歴書（本籍地記入不要）　※令和２年７月現在

・施設長（園長）予定者の保育士資格証明書の写し

※施設長（園長）予定者が未定の場合は、上記の予定者名欄に未定と記入して下さい。

（２）職員配置数

種別		人数	種別		人数
保育士	常　勤	名	調理員	常　勤	名
	非常勤	名		非常勤	名
その他	常　勤	名			
	非常勤	名			

２．小規模保育事業に関する提案

以下の各項目についての考え方や具体的な方策等を記載欄に記入してください。

※記載欄が足りない場合には、欄を広げてください。

①保育の基本理念・基本方針について

②保育内容について

【年間計画・月案・週日案の整備や特色のある保育等の提案】

③保育に関するマニュアルの整備について

【保健・食育・防犯・防災・危機管理等のマニュアル整備や考え方の提案】

④職員の研修計画・人材育成について

【研修計画の立案など、人材育成等にかかる提案】

⑤保育従事者等職員を確保する具体的な方法について

【保育士確保、雇用の方法や雇用継続に向けた取組みにかかる提案】

⑥非常時・緊急時の安全対策について

【安全対策や対応方法の提案】

⑦保護者対応について

【保護者との連絡体制等の提案】

⑧苦情処理体制について

【保護者等からの意見・要望等の解決の仕組みの提案】

⑨連携園との連携について

【連携園との良好な関係を確保するための方法や体制の考え方、具体的な園との連携等があれば提案してください。】

⑩近隣住民との良好な関係づくりについて

【近隣との良好な関係を確保するための方法や体制の提案】

⑪食育・食物アレルギー対応について

【給食に対する考え方、給食提供の方法、アレルギー対応等に関する提案】

⑫保育内容の評価（自己評価・第三者評価）について

【保育内容の自己評価や第三者評価の方法についての提案】

⑬一時保育について

【一時保育についての考え方について】

⑭当該小規模保育事業の実施・運営に当たっての創意工夫や、提案したい内容など、特にアピールしたい事項がある場合は記入してください。

※添付書類

最終的に認可をするにあたり、以下の書類が必要となります。

提案内容を踏まえ、現時点で策定されているもの又は取得しているものがあれば、添付してください。

＊保育所の運営に関する規則等

①園規則　②就業規則（法人の場合）　③経理規程

④苦情処理要綱（第三者委員名簿含む）　⑤連携施設との協定書（給食、卒園児受入）

＊保育の内容に関する書類

①全体的な計画　②指導計画　③保健計画　④保育士・施設の自己評価　⑤食育計画

⑥その他マニュアル（事故防止対策、衛星管理対策、感染症対策、危機管理対策等）

＊給食調理業務に関する書類

・自園調理（1回20食、1日50食以上の場合）の場合

①給食施設届出済証　　②調理業務マニュアル

・調理業務を外部委託する場合

①調理業務委託契約書　　②受託事業者の営業許可証(写)

③調理業務の全部委託をするための条件遵守を証する書類

・給食外部搬入の場合

①加熱・保存・配膳等に必要な調理機能を有する設備を示した図面

＊消防・防災に関する書類

①消防用設備等検査済証(写)等設備を確認できる書類　②消防計画（必要な場合）

＊その他

①重要事項説明書　②研修計画など

様式７

資　金　計　画　書

１．開所までの事業費

（１）施設整備費用

区　　分	金　　額	備　　考
本体建築・改修工事費	円	
外構・その他工事費	円	
工事事務費	円	
設計監理費	円	
初度設備費（備品含む）	円	
計（A）	0　円	

（２）事業運営費用

区　　分	金　　額	備　　考
土地賃借料（開所まで）	円	月額　　円　×　　ヶ月
建物賃借料（開所まで）	円	月額　　円　×　　ヶ月
その他賃借に係る諸費用（敷金）	円	
〃　　（礼金）	円	
〃　　（その他）	円	
開所までの諸経費	円	開所前の研修などの人件費等
計（B）	0 円	

事　業　費　合　計（A+B）	0 円

２．財源内訳

（１）財源内訳（計の合計は、「１　事業費合計」に一致させてください。）

区　　分	施設整備費用	事業運営費用	合　　計	備考
自己資金（事業者預金）（※1）	円	円	0 円	
市からの補助金(※2)	円	円	0 円	
借入金	円	円	0 円	
その他（　　）	円	円	0 円	
計	0 円	0 円	0 円	

※1　小規模保育事業整備を行う事業者の保有する財産（普通預金等）。
※2　市からの補助金は、県の安心子ども基金に基づく補助の対象となるもの。

（２）借入金内訳

借入先	元金	利息	計	償還年限	最高年間償還額
	円	円	円	年	円
	円	円	円	年	円
計	0 円	0 円	0 円	―	0 円

様式８

当該事業の収支計画書（３ケ年）

【収入】

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育料収入 ※試算の際は、保育料階層表C7（月額25,500円）を使用してください。			
補助金収入（地域型保育給付） ※給付費については自身で算出してください。それに加え加算に係る補助金として、年額25万円を加算して収入としてください。			
その他（延長保育料・実費徴収等）			
計(A)			

【支出】

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
人件費 （役員報酬、職員給与、職員諸手当、法定福利費、退職金関係経費等）			
事務費 （福利厚生費、旅費交通費、研修費、消耗品費、水道光熱費、賃借料、修繕費、印刷製本費等）			
事業費 （土地・建物賃借料、給食費、保健衛生費、保育材料費等）			
計（B）			

【収入から支出を差し引いた額】

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
(A) － (B)			

【返済（償還）予定額】当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合のみ

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
返済（償還）予定額			

様式９

（個人用）

誓　約　書

次の事項について相違ないことを誓約いたします。

１．小田原市暴力団排除条例第２条第１項第２号から５号に該当しないこと

２．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第３号から第６号に該当する者でないこと

３．今後、同法第２条第２号から第６号に該当するにいたった場合は、小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者応募申込書にて応募した小規模保育事業の運営を辞退すること

４．破産者で復権を得ない者でないこと

５．児童福祉法第35条第５項第４号に定めるイからルまでのいずれにも該当しないこと

小田原市長　あて

令和２年　　月　　日

所 在 地

氏　　名　　㊞

（法人用）

誓　約　書

次の事項について相違ないことを誓約いたします。

1．小田原市暴力団排除条例第２条第１項第２号から５号に該当しないこと

2．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第３号から第６号に該当する者でないこと

3．今後、同法第２条第２号から第６号に該当するにいたった場合は、小田原市小規模保育事業Ａ型設置運営事業者応募申込書にて応募した小規模保育事業の運営を辞退すること

4．破産者で復権を得ない者でないこと（法人の場合は役員を含む）

5．児童福祉法第35条第５項第４号に定めるイからルまでのいずれにも該当しないこと

小田原市長　あて

令和２年　　月　　日

所 在 地

法 人 名

代表者名　　㊞